

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（老人福祉施設）

平成16年3月30日付15福高施第1211号

最終改正 令和7年3月7日付6福祉高施第1865号

第1 目的

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人が設置する社会福祉施設の運営等（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 交付の対象

この補助金は、第3に定める社会福祉施設を東京都の区域内に設置し、かつ、適正な運営が行われている社会福祉法人を交付の対象とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第3 交付の対象施設及び対象経費

1 この補助金の交付の対象となる社会福祉施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型であって、適正な運営が確保されている施設（以下「交付対象施設」という。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、この補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 老人福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 老人福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人等が設置するもの
- (3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの
- (5) 東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱に基づく運営情報等公表事業を実施しないもの

3 この補助金の交付の対象となる経費は、次の経費とする。

- (1) 交付対象施設の運営費
- (2) 交付対象施設のための施設整備費

第4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の1から3により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

1 基本補助の算定

事業実施年度における各月について別表1において定員規模別に定める単価に各月初日の現員を乗じて得た額の合計額

2 施設の努力・実績に対する加算の算定

別表2に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す数式により算定した額の合計額

3 サービス評価・改善計画加算の算定

別表3に掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により算定した額

第5 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、別に定める日までに補助金交付申請（別記第1号様式）を提出しなければならない。

第6 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

第7 交付の決定等

知事は、第5又は第6による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第8 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人の請求に基づき、第7で決定した額の12分の1の額を各月末日までに交付する。

第9 事務委託

知事は、この補助金に係る事務の一部を当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第10 交付の条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

- 1 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

社会福祉法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）種目別の経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

社会福祉法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

社会福祉法人は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- （１）知事は、社会福祉法人が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- （２）社会福祉法人が（１）の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出

社会福祉法人は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、６月５日までに実績報告書（別記第３号様式）を提出しなければならない。２の（３）の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等

知事は、６の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し

(1) 知事は、社会福祉法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助金の交付決定を受けた者が第2のただし書きに該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、7の規定により社会福祉法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金

(1) 社会福祉法人は、9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 社会福祉法人は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を

命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- (2) 11の(1)の規定により社会福祉法人が納付した違約加算金は、社会福祉法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等

知事は、社会福祉法人に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 交付対象施設の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける社会福祉法人は、交付対象施設の運営に当たっては、別表4に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

17 施設に備える書類等

この補助金の交付を受ける社会福祉法人は、別表5に定める書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

第11 特別基準

特別の事情により、第4から第10までに定める算定基準、交付の手続等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができる。

第 1 2 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める要領による。